

総合経済対策策定に向けた緊急提言

令和5年10月11日
自由民主党 政務調査会
中小企業・小規模事業者政策調査会

I. はじめに

世界的な資源やエネルギー価格の高騰と円安により、わが国は30年ぶりのインフレ局面にあり、国民はその対応に苦慮している。インフレの超克には、戦術的な「価格対策」の効果が薄れぬうちに、インフレに比肩する所得の向上と、国民一人ひとりに、その所得が「自らの活躍に相応しく、増え続ける社会となったのだ」と実感させる戦略性が求められる。その戦略を担う一角で、わが国雇用の7割を支える中小企業・小規模事業者に期待される役割は、これまで以上に大きい。

一方で、コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、中小企業の業況判断DIは全産業で約30年ぶりの最高水準となった。我々は、企業経営者自身が、さまざまな課題もある中で挑戦をする意思を温めていることを見逃してはならない。

政治の役割は、いかにこれら中小企業・小規模事業者の前向きな努力で、「中小企業・小規模事業者群に、できる限り所得とその源泉となる現金を増やす」という戦略目標を達成するための、環境を整備することにある。

以上の視点から、今次の総合経済対策の策定に際し、以下を柱とする提言を行う。

まず、広範なインフレ局面の中、価格転嫁に困難さを訴える中小企業の声は、全国あまねく広がっている。特に、賃金引き上げの原資である「労務費の上昇分」は言うに及ばず、経営努力では如何ともし難い「原材料やエネルギー価格の上昇分」ですら、価格転嫁に応じてもらえない下請中小企業も未だに存在する。これまでも8年近くに亘り「価格転嫁対策」を進めてきたが、これをさらに一層強化して、まだまだ横溢するデフレマインドを脱し、当然得るべき利益を確保するためにも、引き続き「交渉がし易い環境づくり」を進める。→1.③

その際、価格転嫁を民間に求める行政自身が、公定価格や公共調達、地方交付税交付金などの増額で範を示すことは、象徴的意味に留まらず、地方経済のキャッシュフローを増やす意味からも重要である。(→中小企業政策の視点から他省庁への課題提起)

次に、「最低賃金を 2030 年半ばまでに 1500 円を目指す」との政治目標が無くとも、インフレ対応に加え、人手確保に対応するため、「持続的な賃金引き上げ」は中小企業の必至項目である。不安を抱えながら賃上げに努力する経営者を支える最大の環境整備は、上記の価格転嫁対策や「税制による後押し」である。→1. ③④

一方これに加え、適切な価格設定のできる「高付加価値な商品づくり」や、「円安を活かした外需(輸出およびインバウンド)の取り込み」など、機を逸せず攻める経営者を力強く後押しすることも、このタイミングでは重要と考える。→1. ②、2. ①②③

「人手不足問題」は、旺盛なインバウンドを含めコロナ禍から回復しつつある需要を取り逃すのみならず、事業継続にも関わる、中小企業の構造的課題である。働き方を柔軟にすることを求める声(「所得を増やすため労働規制を緩め、働き易くしてほしい」「働き甲斐を持って働いているが規制で働けない」など)に応えることや、適切な設備投資(「省人化・省力化投資」)への支援などで、しっかりとチャンスをつかみ、また、事業継続を志す経営者を後押しする。→ 1. ①、2. ①

なお、働き方改革の浸透や3年続いたコロナ期間を経て、また世代の変化にも伴って、働き手の「働くこと」についての意識に変化が生じていることにも留意が必要である。(→政府全体への課題提起)

その上で、GX/DXによって生じる新しいビジネスチャンスを掴むべく攻めの経営を目指す経営者には、これまでの「生産性革命推進事業」「事業再構築補助金」という枠組みを強化する。→ 2. ①②③

さらに、「ゼロゼロ融資の出口」や「インボイスへの対応」「ALPS 処理水対応」なども引き続き遺漏なく続けるように提言する。→ 3.

既に中小企業・小規模事業者政策調査会では、本年5月に提言(「新たな価値創造による地域経済の好循環の実現に向けて)を取りまとめたところである。その後の状況の変化なども改めて踏まえた上で、今こそ中小企業が賃上げできる環境を作り上げ、従業員に還元するために、賃上げ・人手不足に対応しつつ、中小企業の構造改革を推進するための緊急の対策を講じる。なお、これらの対策は、総合経済対策における第二の柱に位置づけられる。

Ⅱ. 当面緊急に講ずべき中堅・中小企業・小規模事業者政策

1. 持続的賃上げ実現のための賃上げ原資確保

- ① 中小企業の人手不足制約を乗り越え売上を伸ばすための設備投資（省人化・省力化）や省エネの促進

中小企業・小規模事業者は、人手不足により、目の前の需要を取りこぼしているとの声がある。人手不足が将来も構造的に続くと想定されることから、今から手を打つ必要がある。人による作業に依存する業務プロセス・人でなくてもできる業務プロセスを、機械やシステムで代替することで、人的リソースを有効活用しつつ売上・利益の確保が可能となる。このため、日本の産業振興を勘案しつつ、機械やシステムといった人手不足制約を乗り越え売上を伸ばすための設備投資（省人化・省力化投資（省エネ投資含む））を支援することで、中小企業・小規模事業者の賃上げ原資の確保につなげていく。

併せて「省人化にどこから手を付けて良いか分からない」との声があることを踏まえ、生成AIやロボット・センサーなど小規模事業者にとっても使いやすいよう、これらをカタログから選ぶような簡素な手続を導入するとともに、伴走支援を通じつつ個々の事業者のビジネスプロセスに応じた導入支援を実施する。また、複数事業者によるグループでの共同申請による効率的な投資を促す仕組みも構築する。

中小企業等への伴走支援のため、リテラシーの向上、導入後のフォローアップを含めた企業への支援者の育成も実施する。

- ② 中堅・中小企業の大規模成長投資の促進

中堅企業は地方に多く立地し、国内拠点での事業・投資が着実に拡大しているなど、取引先や周辺企業への波及効果、国内経済の成長への貢献が大きい。特に、半導体や自動車関連産業など裾野の広い中堅企業の立地により、周辺産業への好影響やクラスター、イノベーション・エコシステムの形成も期待される。

このため、中堅・中小企業による工場の新設等の大規模な投資を促進し、こうした企業が地域経済や地域の中小企業・小規模事業者の成長を牽引する環境を整えるべきである。

- ③ 価格転嫁対策の一層の強化

約30年ぶりとなる3%台の賃上げが実現した本年に続き、今後も賃金が持続的に増加し、消費、投資へと繋がる、「物価も上がるが、賃金も上がる」経済社会を確立するためには、改めて、「中小企業の賃上げには、価格転嫁が不可欠」、「特に、原材料費・エネルギーコストについては適切なコスト増加分の全額の転嫁を目指す、労務費も適切な転嫁が必要」、「これを踏まえ、

原材料費・エネルギーコストの上昇分は全額を速やかに反映する契約形態（例：一部業界で導入されている「変動費スライド制」）を業界実態も踏まえながら適切に活用することが望ましい」という考え方を経済界・社会全体に提示し続け、価格転嫁対策を一層強化すべきである。大企業では価格交渉・転嫁の雰囲気はようやく芽生え始めたが、これを2次請け・3次請けも含め更に拡大して賃上げ原資を確保すべく、Tier2以下サプライチェーン全体での交渉・転嫁に向けた調査拡大、下請中小企業によるコスト把握・価格交渉力の向上に向けたプッシュ型支援（多様な主体の巻き込み・活用促進）、最低賃金上昇率や春闘妥結額の平均上昇率等を用いた労務費の価格転嫁のための具体的な交渉指針の作成等を進めるべきである。あわせて、パートナーシップ構築宣言の拡大と実効性向上を推進すべきである。

④ 中小企業等向け賃上げ税制の拡充

賃上げ促進税制について、赤字等の厳しい業況の中にある中堅・中小企業の賃上げを後押しする十分な期間の繰越控除措置の創設や、措置の期限の在り方等の減税措置の強化を検討すべきである。

2. 飛躍的成長、産業構造の転換等への対応支援

① 生産性向上への支援

厳しい物価高や人手不足の中で、中小企業・小規模事業者が持続的な賃上げ等を目指し、さらなる成長・発展を遂げるためには、これまで以上にコストカットよりも売上拡大につながる生産性の向上が不可欠。

生産性革命推進事業（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・引継ぎ補助金）により、特に売上増による高付加価値化に向けた新商品・サービスの開発、持続的な賃上げやインボイス導入、GX・DX等の事業環境の変化に対応するための設備投資、AIを含むIT導入等を支援し、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて切れ目ない支援を続けていくべきである。その際、中小企業による申請の負担の軽減にも留意すべきである。

② 事業再構築、GX対応への支援

ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、これまで約7.6万件（1.8兆円規模）の中小企業の思い切った新分野展開や業態転換等を支援してきた。他方、申請の殺到による審査の滞留や、審査手続の煩雑さ等の課題があるため、申請負担の軽減にも留意しつつ、プロセスの効率化、体制の強化による執行手続きの改善を行うべきである。

コロナ禍での影響を強く受ける中小企業支援から、新たな成長分野への取組に果敢に挑戦する中小企業支援にシフトしていくとともに、引き続き

根強いニーズのあるサプライチェーン強靱化支援を行うべきである。また、新たな成長分野への挑戦にあたり、既存事業の撤退縮小の支援についても求める声があるため、その実現について検討をすべきである。

中小企業のGX推進に関しては、まずは中小企業の省エネ投資支援を加速しつつ、GXに対応するための「見える化」対応を含めた情報提供・相談体制整備などを着実に実施すべきである。また、GXについては、関連産業への投資促進策が中小企業へ好影響を及ぼすことも期待される。GX推進戦略については、中小企業の成長への波及も意識しつつその実行に努めるべきである。

③ 海外需要開拓の推進

円安の影響により輸出競争力が高まっている中、中小企業がこのメリットを享受し、売上を拡大できるよう支援することが重要である。

これまで必ずしも輸出に積極的ではなかった中小企業等が、円安のメリットを最大限活用すべく輸出を開始し海外市場を開拓することを促すため、昨年12月に開始した「新規輸出1万者支援プログラム」については、本年9月時点で登録者数が1万者を超えた。

今後、同プログラムの2年目に向け、引き続き登録者数の増加に取り組むべきである。また、登録した中小企業については、本年度中の1,000者の輸出実現を目指すとともに、同プログラムの成果を検証し、より効果的な取組について検討すべきである。あわせて、こうした取組がマクロでの輸出の拡大につながるような取組を今後しっかり検討すべきである。

3. 中小企業・小規模事業者の活性化に向けた支援

① 「キャッシュフロー改善型経営改革・再生支援促進プログラム」(仮称)の策定

金融庁と連携し、信用保証協会や金融機関が前面に立って、中小企業の財務をPL・BS両面から改革すべく、新たな「プログラム」を策定すべきである。

i) 厳しい業況にある中小企業の資金繰り支援の継続・強化

来年4月に到来する民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピークに向け、本調査会の提言を受けて創設した「コロナ借換保証」を継続するとともに、「コロナ資本金劣後ローン」の運用を見直し、BS改善によるニューマネーの確保を促進すべきである。

ii) 信用保証協会・金融機関が前面に立った経営改革支援

まず、コロナ禍で100%保証が急増する中、信用保証協会は、実質的なメインバンクとして、経営改善支援を強化すべきである。その際、支援の実効性を確保するため、協会向けの監督指針を改正するとともに、支援の成果

指標の設定等により、継続的なフォローアップを行うべきである。次に、金融機関については、今後、速やかに「早期経営改善計画策定支援事業」等の活用を可能とし、100%保証付融資先への経営支援を促すべきである。更には、保証料補助を組み込んだ「経営者保証を不要とする信用保証制度」を年度内に創設し、売上拡大に必要な資金確保を強力に支援すべきである。

iii) 過剰債務克服の加速

再生支援のハブとなる「中小企業活性化協議会（47箇所を設置）」は、地域によって支援の質にバラツキがある。このため、業務改善計画の策定を通じた支援の底上げを行うとともに、地方での再生支援人材の育成の強化と、信用保証協会、よろず支援拠点や事業承継・引継ぎ支援センターとの連携強化（案件の相互受渡）を進めるべきである。

② 事業承継、戦略的M&A・グループ化の促進

経営者の高齢化の進展等を踏まえ、事業承継を通じた中小企業の経営力や生産性の向上を促し、地域経済の維持・発展を図る観点から、事業承継税制に係る特例承継計画の申請期限についての十分な期間の延長や、戦略的なM&A等を支援するための税制の強化について検討すべきである。また、事業承継引継ぎ補助金の拡充を行うとともに、M&Aや事業再構築等を通じた成長・規模拡大を促す観点から、中小企業に対するエクイティ供給の拡大に対する支援を行うべきである。

③ 事業承継・事業再生・廃業等に係る相談体制整備

事業者が、事業不振の際に、M&A・事業再構築・事業承継・事業再生・廃業等の幅広い選択肢について、早い段階から専門家に相談できるよう、全国にある中小企業支援実施機関の体制整備も含めて、機関間の連携を強化すべきである。

④ インボイスへの不安への対応

今月からインボイス制度が導入されたが、制度に対する理解不足をはじめ、制度導入に係る負担の増加や取引への影響などを懸念する声がいまだ絶えないことから、制度導入後の状況や課題を確認しつつ、政府一丸となって、事業者の抱える不安を解消し、これを取引環境の改善につなげるとともに、IT導入補助金や小規模事業者持続化補助金の活用、省人化・省力化補助金（仮称）の創設等による支援を行うことに加え、商工団体や税理士等への相談体制を引き続きしっかりと整備すべきである。あわせて、各業界の所管官庁においても相談対応などを通じて事業者と積極的に意思疎通し、それぞれの業界において抱える悩みや懸念を的確に把握し、きめ細かく対応すべきである。

⑤ A L P S 処理水放出に伴う風評被害への対応

特別相談窓口の設置など、A L P S 処理水の放出により風評影響が懸念される事業者への支援を、引き続き着実に実施すべきである。また、販路が止まって、収益を上げられず、経営状況の悪化に直面している加工業者等の声も寄せられているところであり、こうした事業者向けの資金繰り支援を行うべきである。

Ⅲ. 「新たな価値創造による地域経済の好循環の実現に向けて」の推進

本年5月の提言においては、ポストコロナに向けた当面の対策に加え、人口減少社会においても中小企業・小規模事業者に自己変革を促し、日本らしい価値創造と地域経済の好循環を生み出すことで、新しい成長の実現を目指すための中小企業・小規模事業者政策の方向性を打ち出した。

この提言のうち、上記Ⅱに記載するものは、緊急に実現すべきである。

また、「100億企業」の創出については、6月に公表された成長に向けて挑戦する中小企業を応援するための、成長経営の実現、イノベーションの在り方、人材活用、エクイティ・ファイナンス活用、伴走支援に関する5つの報告書・ガイドラインの普及・活用の促進や事業環境整備を進めるとともに、中小企業の成長に向けた挑戦に応じたコーディネート支援など、成長志向企業への伴走支援の強化等を進めるべきである。

「社会課題解決（ゼブラ）企業」の創出と「インパクト投資の拡大」に向けては、社会課題解決事業推進に向けた基本指針を年度内に策定し、来年度以降中間支援団体を中心としたモデル実証を進めることで、社会課題解決企業を創出するエコシステムの確立を図る。あわせて、インパクト投資に関する基本的指針の普及・活用を促進するべきである。

以上のとおり、引き続き着実に提言内容の実現を推進すべきである。

(以 上)